

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

(公 印 省 略)

米国・外国口座税務コンプライアンス法に係る対応期間の 6 ヶ月繰延等について

2013 年 6 月 11 日、日米の当局は「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」（以下「日米当局声明」という。）を公表しました。また、2013 年 7 月 18 日、厚生労働省から各都道府県知事に対し、「米国の外国口座税務コンプライアンス法への対応について」（社援協発 0718 第 4 号）を发出したところです。

2013 年 7 月 12 日、米国当局より Notice2013-43（別添 1）が公表され、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に係る対応期間が 6 ヶ月繰り延べられました。これを受け、2013 年 12 月 18 日、日米の当局は、日米当局声明の一部を修正する追加的声明（別添 2）を公表し、Notice2013-43 と整合的な実施日程で、相互に日米当局声明を実施することを明らかにしました。これにより、日米当局声明は、下記の通り実施されることとなります。

ついては、貴都道府県管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合等」という。）のうち共済事業（元受共済事業）を実施している組合等に対し、下記の周知・徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、上記組合等を通じ、当該共済事業を受託している組合等に対しても周知・徹底がなされるようご配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

日米当局声明及び同声明の一部を修正する追加的声明を踏まえ、日米当局声明第 1 節 1. (p) に記載された報告日本国内金融機関（以下「報告日本国内金融機関」という。）に該当する金融機関は、以下の取組みを実施すること。

- (1) 2014 年 7 月 1 日までに米国内国歳入庁に登録し、日米当局声明第 1 節 1. (u) に記載された米国口座（以下「米国口座」という。）の特定を含め、日米当局声明第 1 節 1. (x) に記載された FFI 要件の必要事項を実施する。

- (2) 日米当局声明第1節1.(w)に記載された金融口座（以下「金融口座」という。）のうち、米国口座であると特定された既存口座（2014年6月30日に金融機関において維持されている金融口座をいう。以下同じ。）については、
- (イ) 当該口座の日米当局声明第1節1.(y)に記載された保有者（以下「口座保有者」という。）から、米国納税者番号を含め、FATCAで求められる情報の米国内国歳入庁への提供の同意が得られた場合、米国内国歳入庁へ当該情報を毎年報告する。
  - (ロ) 当該口座保有者から(イ)の同意が得られなかった場合、不同意米国口座（日米当局声明第1節1.(v)に記載された不同意米国口座であるものをいう。以下同じ。）の総数・総額の情報を米国内国歳入庁へ毎年報告する。
- (3) 金融口座のうち、米国口座であると特定される新規口座（2014年7月1日以降、金融機関において開設される金融口座をいう。）については、口座開設の条件として、当該口座保有者から、米国内国歳入庁にFATCAで求められる情報を報告することの同意を得て、当該情報を毎年報告する。
- (4) 米国内国歳入庁は、(2)(ロ)の不同意米国口座の総数と総額に係る情報を用いて、国税庁に対して、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」の第26条（情報交換）に基づき、仮に不同意米国口座の保有者から同意が得られたならば報告日本国内金融機関から報告されたであろう情報の提供を要請することが想定される。これを受け、国税庁が、関係法令に基づき、報告日本国内金融機関に対して、米国内国歳入庁が提供を要請した情報の提出を求めた場合には、当該報告日本国内金融機関は、これに迅速かつ適切に対応する。

以 上